平成２８年（フ）第１４８２号
大阪府茨木市庄１丁目９番26―704号
債務者　金本　千恵
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７０号
北海道旭川市旭町２条２丁目９番地の103
はせ川マンション　A201
債務者　松井　勝美
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５８６号
東京都世田谷区玉川台２－４－10―101、住民票上の住所埼玉県羽生市西２丁目７―16
債務者　**槍**原　雅恵
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３号
岡山市北区首部240番地
債務者　宮本　聖一
1　決定年月日時　平成28年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５５号
岡山市中区平井３丁目596番地１ニューエルディム花水木Ａ102号、旧住所鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬721番地
債務者　足立　　淳
1　決定年月日時　平成28年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８１号
岡山県倉敷市児島田の口７丁目７番８号サザンハイツ101
債務者　村上　清美
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０７号
岡山市北区岩井宮裏３番３号
債務者　淺野　淳美
1　決定年月日時　平成28年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１０号
岡山市中区江崎18番地16
債務者　小尻　香奈
1　決定年月日時　平成28年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第５４号
福岡県飯塚市菰田102番地
破産者　株式会社飯栄
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第１９４７号
札幌市白石区東札幌２条５丁目５番12号　メゾンドオリビア201号
破産者　照井　幸子
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５１６号
埼玉県川越市大字藤間704番地７
破産者　有限会社小椋フレンド工芸
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１００２号
東京都東村山市栄町２丁目24番地６浅川マンション401
破産者　吉野　栄子
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７３号
東京都多摩市永山２丁目３番地４―606
破産者　半澤　葉子
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９２号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1121―1011
破産者　成田保男こと　成　　保男
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２１７２号
神奈川県鎌倉市岩瀬１丁目34番35号
破産者　岡本金属株式会社
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９７号
岐阜県大垣市赤坂町1841番地
破産者　トーエコ商事株式会社
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第１０１０号
名古屋市西区児玉２丁目17番36号
破産者　有限会社川口インテリア
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１８３号
愛知県愛西市町方町地官87番地の３
破産者　合資会社サンセブン
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部